

中野区教育委員会会議録

平成28年第5回定例会

平成28年2月19日

中野区教育委員会

平成28年第5回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年2月19日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時17分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（特別支援教育等連携担当） 永田 純一

教育委員会事務局副参事（就学前教育連携担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（幼児施策調整担当） 濱口 求

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

健康福祉部副参事（健康・スポーツ担当） 石濱 照子

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

14人

○議題

1 協議事項

(1) (仮称) 中野区スポーツ・健康づくり推進計画素案について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

① 2月12日 第5回総合教育会議

(2) 事務局報告

① 中野区基本構想検討案及び新しい中野をつくる10か年計画(第3次)(改定素案)について(子ども教育経営担当)

② 平成28年度の児童生徒健康診断の実施について(学校教育担当)

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

また、本日の協議事項、「(仮称)中野区スポーツ・健康づくり推進計画素案について」に関連して、健康福祉部、健康・スポーツ担当、石濱副参事に出席を求めていますので、ご了承ください。なお、当該協議事項の資料につきましては、議会報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただきます。

<協議事項>

田辺教育長

それでは日程に入ります。

協議事項「(仮称)中野区スポーツ・健康づくり推進計画素案について」を協議いたします。

初めに、担当より説明をお願いいたします。

副参事(健康・スポーツ担当)

それでは、お手元の資料に基づきましてご説明させていただきます。『(仮称)中野区スポーツ・健康づくり推進計画』素案について」でございます。

初めに、目的でございます。区民が身体活動やスポーツを通じて、自らの生活習慣改善に努め、区民の取組を地域ぐるみで支援する「スポーツ・健康づくりムーブメント」のより一層の推進を図るために、本計画を新たに策定するものでございます。

この計画に基づきまして、スポーツを通じた区民の健康づくりに向けて、全庁的な施策展開を図り、区、関係団体、関係機関、事業者等が区民一人ひとりの取組を支援する仕組みを構築するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とするレガシーの形成に寄与することを目指します。

本計画の位置付けでございます。

計画は平成28年4月策定予定の基本構想及び「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」の「スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち」、並びに、「健康福祉総合推進計画

2015」の『健康づくり、スポーツムーブメント』の推進」を実現するためのスポーツ基本法第10条に基づく地方スポーツ推進計画でございます。また、新たに制定予定の（仮称）中野区スポーツ推進条例においても、位置付けを行ってまいります。

本計画に盛り込む主な内容につきましては、後ほどご説明を差し上げます。

計画期間でございますが、平成28年度から平成32年度までの5年間でございます。

これまでの経過につきましては、平成27年3月に、健康福祉審議会健康部会から意見聴取をいたしまして、6月に区民検討会、10月に厚生委員会におきまして計画策定の考え方を報告いたしました。その後、素案作成を進めてきております。

今後のスケジュールでございますが、厚生委員会に素案を報告いたしまして、区民意見検討会、また計画案に係るパブリック・コメント等、所定の手続を経て、平成28年7月に計画策定の予定でございます。

それでは、別添の素案をごらんください。まず、目次でございます。本計画策定の背景と趣旨、定義と進みまして、3点目、「中野区の現状と課題」でございます。こちらは八つの視点にまとめております。将来人口の推計では、類を見ない高齢化の加速度的進行により、医療費、年金、就労人口の確保について、区の実態につきまして図表を用いて説明をしております。

6ページをお開きください。こちらに、人口維持のために必要な合計特殊出生率2.08に対して、中野区の平成26年の合計特殊出生率は0.99ということ載せてございます。平成17年から、中野区におきましては微増ということで、少しずつ上がってきているという実態を図表にあらわしております。

次に、国民医療費の推移、平均寿命と65歳健康寿命と続きまして、次に12ページをごらんください。12ページでは、「子どもの体力」ということで、子どもの体力が中野スタンダードを基本にしている点、そして平成27年度に中野区立小・中学校において実施した体力テストで、中野スタンダードの通過率が目標値70%に達した項目数の前年度比較で小学生男子が21項目から24項目、小学生女子が23項目から26項目と向上しています。また、中学生男子が13項目から12項目と横ばい、中学生女子が22項目から26項目と大きく向上している点を記載してございます。

いずれにいたしましても、体を動かすことが一過性のものにならないように、遊びや日常的な運動による生活習慣を身に付け、体力向上を図ることが重要である点を記載してございます。

次に、14 ページをお開きください。14 ページでは、「中野区医師会『平成 26 年度生活習慣病予防健診事業報告』」によりますと、体育の授業以外で運動をほとんどしていない生徒や運動をときどきしている生徒は、運動をよくしている生徒に比較し、生活習慣病のリスクが高くなっている点について記載してございます。

また、15 ページ、「中学校における運動部活動」支援では、外部指導員のウエートが増している現状について記載をしております。

16 ページから 21 ページまでは、「運動・スポーツに取り組む意識」「スポーツ・健康づくりの環境」について記載をさせていただいております。こちらは現状と課題についてございます。

次に 23 ページをお開きください。23 ページのところでは、「東京オリンピック・パラリンピックの開催」につきまして、特に子どもたちの触れ合いづくりは未来への夢を与えるとともに、将来のオリンピック・パラリンピアンを誕生させる可能性がある点、また、こうしたことが区民にとっての希望となり、スポーツ活動に取り組む人口の拡大、関心の高まりを生みながら、まち全体の新たな交流・活気を生み出し、豊かな人間関係や地域コミュニティの形成が進むことになるといった点について記載をしております。

次に、24 ページをお開きください。こちらでは「目標とする姿」でございます。施策は 3 点。「施策 1 ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の支援」では 4 点ございまして、「子どもの外遊びや運動を通じた体力の向上」「働き盛り・壮年世代の体力づくり」「高齢者の介護予防」「障害者スポーツ支援」についてでございます。

施策 2 につきましては、「運動・スポーツの環境づくり」。「関係機関・団体による様々な機会の提供」「計画的な環境整備」「スポーツ競技力の向上」「情報発信によるスポーツの推進」でございます。

施策 3 につきましては、「地域における運動・スポーツ振興」といたしまして、「指導者の発掘・育成、リーダー養成の拡大」「中野区スポーツ推進委員の活動促進」「地域スポーツクラブの活動支援」としてございます。

次に、成果指標でございます。指標は 25 ページに掲載してございますが、10 か年計画との整合性に基きまして記載してございます。

次に、具体的な施策についてでございます。施策 1 「ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の支援」でございます。「(1)子どもの外遊びや運動を通じた体力の向上」では 6 項目、「親の学びの場の提供」「保育施設・幼稚園における実践に基づく身体づくり」

「子どもの体力を向上させる取組の推進」「健康的な生活習慣の確立支援」「学校運動部活動の活性化」「熱中症対策、脱水予防の普及啓発」として記載をしております。

「(2)働き盛り・壮年世代の体力づくり」は、5項目ございますが、そのうちの2項目が子育て支援の関連で、「親子向けプログラムの推進」「女性の健康と運動に関する知識の普及啓発と実践の場の確保」でございます。

そして、「高齢者の介護予防」「障害者のスポーツ支援」と続きまして、次に33ページをお開きください。施策2、「運動・スポーツの環境づくり」です。「(1)関係機関・団体による様々な機会の提供」については5項目ございまして、そのうちの「イ 学校開放事業の利用促進」について記載をしております。

次に、34ページ、「(2)計画的な環境整備」では3項目ありまして、「ア 新たなスポーツ拠点の整備」として、④キャッチボールが可能な公園など、特定のスポーツ利用が可能な公園施設の整備・拡充を進めます。「イ 区民が気軽に運動できる機会の確保」として、②東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたスポーツ機運の醸成に向けて、学校における取組やバリアフリー化などというところで載せてございます。

「ウ 身近な地域で取り組むラジオ体操・ウォーキングコースの普及」では、①子どもから高齢者まで年齢にかかわらず、様々な健康レベルで無理なく取り組めるラジオ体操の意義についての普及について記載をしております。

「(3)スポーツ競技力の向上」では3項目ございます。「ア 競技水準の向上と地域スポーツ推進の好循環」では、①幼い頃から身近な地域でスポーツに親しんでいく機会や環境を提供することで、優秀なアスリートを輩出することができる地域づくりを目指しますというところで記載をしております。

また、「イ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運の醸成」では、③すべての学校において、オリンピック・パラリンピック教育を推進します。④オリンピック・パラリンピック教育などを行うことにより、児童・生徒に運動への関心と意欲を高めさせるとともに、保護者・地域の体力向上への意識啓発を図ります。

そして、「ウ 歯と口の健康とスポーツ」では、③丈夫な歯が形成されるように、乳歯がつくられ始める妊娠期からの啓発支援等について載せてございます。また、⑦スポーツによる歯の欠損予防としてのマウスピースの普及等について記載をしております。

「(4)情報発信によるスポーツの推進」は4項目ございます。

次に、施策3、39ページをごらんください。「地域における運動・スポーツ振興」です。

「(1)指導者の発掘・育成、リーダー養成の拡大」。ここでは3項目ありまして、「ア スポーツ指導者の育成と活用」として、②学校部活動に指導者を派遣し、単独校で設置できない運動部の複数校合同設置を支援します。

そして、40 ページでは、「(2)中野区スポーツ推進委員の活動促進」として、「ア 中野区スポーツ推進委員の役割の拡大」「イ 中野区スポーツ推進委員を中心とする環境づくり」としてございます。

「(3)地域スポーツクラブの活動支援」では2項目ございます。「ア 地域スポーツクラブによる地域スポーツの活性化」「イ 世代間交流による健康づくり」としてございます。

それでは、目次に戻っていただきまして、今、第6の「施策」についてご説明を差し上げましたが、その後、第7以下、「区民一人ひとりの具体的な取組」「用語の説明」「本計画策定までの経過」「関係者一覧」ということで、全体の構成となっております。

簡単ではございますが、説明は以上です。

田辺教育長

ただいまの説明につきまして、各委員からご質問・ご発言等ございましたら、お願いいたします。

渡邊委員

今、丁寧にご説明いただいたのですが、17 ページに「運動しない理由」という図表が出ていて、その中で最も多いのが「時間がない」、ほかに多かったのが「機会がない」などということで、意外に、「場所がない」というのは少ないのだなというふうに感じました。中野区は運動する場所が少ないと言われていますが、この計画の中には、競技場などの運動施設の整備というのは、記載されていないのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

34 ページの「(2)計画的な環境整備」のところで、「ア 新たなスポーツ拠点の整備」の中で、①に平和の森公園再整備と体育館の整備ということで記載をさせていただいてございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

あと、37 ページに、事前キャンプを区有施設に誘致することによりオリンピック・パラリンピアンと区民等との交流促進を目指すとありますが、これはできたらすごいな、うれしいなと思うのですけれども、どの辺りにできるのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

現在、事前キャンプにつきましては、エントリーの準備を進めているところでございまして、結果については、まだ見通し等につきましても、何とも言えない状況ではございません。

渡邊委員

こういうことがあると、区民も非常に盛り上がりますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

田辺教育長

キャンプだけでなく、事前の練習場などが都内で不足しているという情報が東京都からありまして、各区に要請もされていますので、区としてできるだけ施設の提供などは考えていきたい。そのことによって、オリンピック・パラリンピックの機運が醸成できるといいなというふうに思っています。

ほかにございますか。

田中委員

説明ありがとうございました。計画的な環境整備ということで、やはり区民が運動に親しむためには、やはり環境が非常に大事だと思うのですね。今も、公園に行くと、体操の器械が置いてあったりするのですけれども、身近にあっても、やはり魅力的でないと、なかなか区民の方たちが取り組まないと思うので。例えば、走っても、気持ちがいいコースとそうでないコースとか、いろいろあると思うので、ぜひ、身近にあって、なおかつ、また行きたい、また使いたいと思えるような、魅力のある環境の整備をしていただけたらなというふうに思います。

それと、もう一つは、こうやって区民がいろいろ運動に取り組んでくると、やはりけがをすとか、そういうことが出てくると思うので、安全に健康づくりだとか体力づくりに取り組めるという、そういった啓発になるのか、あるいは施設整備も含めてですけれども、ぜひお願いしたいというふうに思います。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

内容を全般的に、細かい部分に関してまではお話しできないと思うのですけれども、こうしたものを実現できればすばらしいことだなというふうに思います。

これは感想というか、要望なのですが、こういった健康づくりは、いつも言っている、教育でいうと知徳体の、体の部分なのですが、どこかにやはりこういった何か運動を継続的にやることの、継続性とか忍耐力だとか、何かメンタル的なものの大切さを育てるのだという、そういう部分も計画の中に合わせて入っているといいのかなというふうに感じました。

それから、一番最初の目的なのですが、目的1番の最後に、オリンピック・パラリンピック開催を契機とするレガシーの形成に寄与するというふうにあるのですが、私は寄与することが目的ではなくて、レガシーをつくることを通して、例えば区民の意識を高揚させるだとか、健康に対しての重要性に気づかせていくのだとか、そういった表現というのが、区が行うこうした推進計画では大事かなと思うのですね。

ですから、オリンピック・パラリンピックがあるから、そういうものに何か乗じて育てることも大事かもしれませんが、それを通して、私たちがスポーツに親しみ、スポーツに取り組み、そして健康になっていく。意識も高め、そして行動も伴うと。そういうような計画づくりを前面に打ち出すということが大事かなというふうに感じました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

私から、質問というわけではないのですが、14ページの「体育の授業以外で運動をしている生徒」という図表で、運動していない子のほうが生活習慣病のリスクが高いという報告がありまして、改めてデータとして表されると、そうなのだという確認ができるのですが、やはり教育委員会としても学校で子どもの健診などをしているので、そのデータ分析ですとか、その結果の傾向を改めて周知する必要もあるなというふうなことを思いましたし、やはり特に中学生などは、部活に入っていないお子さんは運動の機会が体育以外はほとんどないというようなことですので、その辺について教育委員会として改めてデータを見せられたということで、確認、周知徹底を図っていきたいなというふうに思ったところです。

あと、最後に、42ページに「区民一人ひとりの具体的な取組」というのがあって、BMIとか改めてここで記入できるようになっているのですが、これについては周知を図っていくということが大事かなというふうに思うのですが、この辺の扱いというのは、今後、どうしていくのか教えていただけますか。

副参事（健康・スポーツ担当）

「区民一人ひとりの具体的な取組」に関しましては、現段階ではリーフレット等、あとはホームページとか、関連団体、関係機関を通じて様々な機会に区民周知をしていくというようなことで考えているところでございます。

田辺教育長

平和の森公園に運動施設もできるわけで、区民全体のムーブメントにしていくことが大事かなというふうに思いますので、教育委員会として協力してやらせていただければというふうに思います。

ほかにございますか。

田中委員

この計画の期間なのですけれども、東京オリンピック・パラリンピックの開催時までの5年間ということですが、2020年以降というのはこういった計画はまた続いていくものなのでしょうか。

副参事（健康・スポーツ担当）

地方スポーツ計画ということで、5か年ということで、その後また改定という形で進めてまいる予定でございます。

田中委員

大事なことなので、ぜひ続けて、東京オリンピック・パラリンピック以降もきちんと位置付けしていただければと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告について終了いたします。

本日、出されました意見につきましては、教育委員会の意見として、今後の計画の策定に向けて検討いただくようお願いいたします。

それでは、健康・スポーツ担当副参事はここで退室をいたします。お疲れさまでした。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続いて、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは一括してご報告いたします。

2月12日、第5回総合教育会議に、田辺教育長、渡邊委員、田中委員、小林委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

今、報告がありましたように、2月12日、第5回総合教育会議に参加させていただきました。

今、総合教育会議で区の教育に対する大綱ということでわかりやすく言うと目標を決めていこうということで、何度も話し合いを持たせていただいております。区のほうから出された意見と、我々教育委員会からの意見とということで、かなり寄り添ってきたのではないかなというふうに思っております。

ただ、私、個人的には、中野区として特徴のある大綱にはまだ少しなっていないのではないかなと。だから、中野区らしさのある教育の目標というのがこれからもう少し整理して話し合っていきたいなというふうに思っておりました。

もう1点、昨日、やはたみずのとう幼稚園に行ってみりました。これにつきましては、また後ほどご報告いたします。

田辺教育長

ほかにございますか。

田中委員。

田中委員

私も教育大綱の議論に参加してきましたけれども、議論を重ねて骨子は十分できてきたのかなというふうに感じています。最後に少し区長もおっしゃっていましたが、大きな形としては、区民一人一人がそれぞれの立場で地域を担うという意識をみんなが持ってもらえるような、そんな方向が伝わっていけばいいなというふうに感じているところです。

それから、私も昨日、認定こども園、やはたみずのとう幼稚園に行ってきました。園庭

が芝生で、子どもたちが裸足で元気よく遊んでいて、大変すばらしかったなというふうに思いました。

あともう1点だけ、先ほどオリンピック・パラリンピックの教育の話が出ていましたけれども、先日、中野区小学校教育研究会研究発表会に出てきたのですけれども、そのときに、学級活動の中で、小学校の先生が、オリンピック・パラリンピック教育の一環として、トップアスリートの秘密と探ろうという授業をされていました。授業を見たのではなく、授業の報告を受けたのですけれども、そのとき、オリンピックが日常どんなことをしているのだろうと。やはりオリンピックとか大会ですばらしい記録を残すために、日ごろ彼らがどんなことを注意しているのだろうというところに生徒たちの視点を向けて、いろいろな議論をする中で、やはり練習したくないときにも頑張って練習するとか、あるいは、健康診断をきちんと受けるとか、そういったことをしているのだということ子どもたちが理解する中で、みんなもいろいろな可能性を持っているので、日ごろの生活習慣を気をつけてそういうところを目指していこうと、そのような授業をされたという話を聞いて、すばらしい授業だなというふうに思いました。

そのこの地区でも、今年1年間、トップアスリートを呼んで、講演会とかいろいろやってきたらしいのですけれども、やはりそれだけではなくて、教育の中で、先ほど小林委員もおっしゃっていましたが、そういった心を、そこから気付きを引き出すような授業で、こういうのも一つの教育のあり方かなというふうに感じました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

小林委員。

小林委員

今、総合教育会議のことについては、渡邊委員からもお話がありましたし、内容については回を重ねるごとにいい意味で集約されてきているかなというふうに思っています。

ただ、更に細部にわたってというか、私はあまり総合的に、どれもこれもではなくて、ある意味では選択と集中ではないのですけれども、そういうものを個人的には要望したいなと思っているのです。というのは、先ほど渡邊委員がおっしゃったような中野らしさというのでしょうか、そういう部分が更に色濃く出てくるといいのかなというふうに思っています。

いずれにしても、最終的に区長がお決めになる内容ですけれども、できるだけ学校または教育全般の実情を発信して、そしていいものができることを期待していますし、また、それに基づいて私たちも施策をつくって事業展開をしていかなければいけないかなと改めて思いました。

それから、2月12日、私も認定こども園、やよいこども園のほうにお伺いして、いろいろと情報収集をしてみました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにご覧いませんか。よろしいですか。

それでは、続きまして、事務局報告に移ります。中野区基本構想検討案及び新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（改定素案）についてですが、前回、2月12日の教育委員会に引き続き、ご意見をまとめていきたいと思えます。

それでは、各委員から、ご発言等ございましたら、お願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

まず、先ほども少し申し上げましたけれども、私、昨日、やはたみずのとう幼稚園のほうに行ってみました。登園から見ていこうということで、朝から行かせていただきまして、園長先生もご参加いただきまして、いろいろとご説明いただきながら、園を見てまいりました。

認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能があるということですがやはたみずのとう幼稚園については、その辺りを少し明確に位置付けをしていました。保育園の課程と幼稚園の課程というのは、教育課程とかそういったものの内容が若干違うのかと思っています。ただ、これが一緒になることによって、どういうふうになるかという、保育園の子どもも、幼稚園の子どもも、一緒に登園されて、そして午前中、午後2時までは幼稚園として、幼稚園の教育を保育園の子どもも一緒に受けます。

少しわかりやすくするために制服でみんな登園していただいて、幼稚園教育をしっかりと2時までやって、幼稚園の子どもはそこでお帰りになるのですけれども、保育園課程の子はそこから洋服を着替えて、今度は保育園になるのですが、なぜそうされているのかと。幼稚園はある程度規律があって、みんなで一緒に何かを行動していくという集団性のもの。

これは説明していただいたことの集約になりますけれども、一つの課程をみんなでやっていくこと。

保育園としては、ある程度家庭と同じように、自由に、幼稚園の子どもたちが帰ったときと同じように、洋服を制服から少し着替えることによって、その気持ちを少し新たにしておいて、今、自分たちがやりたい遊びを自分たちでやれるような環境をつくって、その中でみんなでそれぞれが、その残りの時間を自分たちの好きなように遊べる保育園的な教育も併せてできるということです。

ですから、保育園に行っている子が幼稚園教育課程を受けられるという環境も整うという意味では、すばらしい環境かなど。そして、もう一つ、保育園と幼稚園が重なる保育園のよさというのは、今まで3歳児、4歳児、5歳児のお話になりますけれども、では1歳児、2歳児はどうなのかという、ことですけれども、これは保育園課程として、保育園がそのまま今までの形で継承されています。ただ、園庭で遊ぶ場合だとか、みんなで集合する場合ということになると、非常にすばらしい環境下になっています。

幼稚園は3、4、5歳児のみですが、そこに2歳以下の保育園の子たちがいると、3歳児、4歳児の子もお兄さんの、お姉さんの気持ちを持つことができます。

そういった意味で、全体を通して子どもたちが交わる環境もあるということと考えますと、これからの幼稚園教育とか保育園教育、そして今、待機児童の解消に向けた一つの施策として考えても、こういった環境の整ったところの保育で、しっかりやっていけるような環境づくりをしていくことが、今までと違った形でこれからの時代にはマッチしているのではないかと。

また、すばらしいことは、給食があるのです。給食が、小学校は外部委託も可能ですけれども、園内で作らなければいけないので、園内での給食の提供が行われています。ただ、それだけではいけないので、週に1回はお弁当を持ってくるというような形でやはずのとう幼稚園はやられていましたけれども、いろいろな工夫がされています。

園長先生は幼稚園も経営されていて、なおかつ、認定こども園という形で、認定こども園の可能性をかなり熱く語っていただいて、我々にもそれが伝わってきました。

やはり、今後、認定こども園というあり方は、これからの時代の就学前教育のあり方の一つとして、積極的に取り入れていくべき形なのだろうというふうに感じました。

田辺教育長

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

田中委員。

田中委員

私も昨日、やはたみずのとう幼稚園を見てきましたけれども、区立幼稚園が、今度、認定こども園になった場合、幼稚園の機能がどういうふうになるのだろうということで、ちょっと興味を持って見てきたのですけれども、幼稚園の機能は機能として、非常に大事にしっかりと運営されていて、しかもそこに保育園のよさも少し加わっているという、全体としてはそういう印象でした。

幼稚園であれば、3歳、4歳、5歳ですけれども、そこに0、1、2歳の子どもたちも同じ施設の中にいるということで、子どもたちの発達にも大きなメリットがあるのではないかと。子どもたちが、今、少子化で、一人っ子であったり、2人であったりする中で、そういった施設に通うときに、いろいろな年代の子どもたちと接することができるという意味では、非常に大きな面があるのかなと思います。

先ほどの給食の話もそうですし、様々な心配が払拭されたというような感じでした。幼稚園の機能も保育園の機能も、それぞれがしっかり確保されて、更にそれが一緒にあることでプラスアルファが引き出されているのではないかなというふうな感じでした。

ただ、やはり運営には相当いろいろ苦勞されているというか、今はもう軌道に乗ってしっかりしていますけれども、そういう意味では、やはり区で運営するにしても、それぞれの機能に対する経験とか、そういったことが必要なのかなというふうに感じました。

ですから、そういう意味では、民間の活力を活用という意味からも含めて、しっかりした委託の相手を選択するというのが非常に大きな要素なのかなという感じです。そこがしっかりすれば、非常にいい形で運営されるのかなというふうに感じました。

もう1点、そのとき伺ったのですけれども、保育園は、どちらかという、朝から夜まで、保護者の皆さんがお仕事をされているので、預けて、その間は保育園のほうへしっかり子どもを任せています。一方、幼稚園は、どちらかという保護者も週に1回は園に行って何かお手伝いをする。その辺の整合が、同じ施設に入ると、当初はやはり大変だったそうです。

ただ、何年も経験を積み重ねる中で、それぞれの保護者の状況に応じた認定こども園の手伝い方がだんだん確立されて、それぞれの保護者がやはり成長されているというようなことも報告されて、これも非常にある意味では大事なことなのかなというふうに感じまし

た。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。

小林委員。

小林委員

私はやよいこども園を参観してきたのですけれども、今、お2人の委員の方々がお話されていた、両方の良さを融合するというのでしょうか、そしてかなり教育的にも、保育としても有効であるというようなことは、私も全く同じことを感じました。

かつて、やよいこども園の前身のやよい幼稚園を何度訪れたことがあるのですけれども、やはり、どういうふうに変わっているのかなというふうに興味を持って行ったわけなのですが、正直に言うと、あまり変わっていなかったですね。というのは、マイナスの意味ではなくて、いい意味で。要するに、幼稚園の良さは生きていました。ただ、更にプラスされている部分が幾つかあったということです。

まず、一番最初に案内された部屋が、作品展をやっている場所なのですね。一番大きな部屋、ホールですね。そこに招かれたのですけれども、展示の仕方が従来の幼稚園、それから私も自分の子どもがいて、もう大分前ですけれども、保育園に何度も行ったことがありますが、従来の保育園とは違う、何か非常に独創的な、新しい世界を見た感じがしました。ああ、これがこども園なのかなというような、わかりにくい言い方かもしれませんが、要するにこれが保育園と幼稚園の一つのノウハウをプラスした表れなのかなと思いました。発想とか、全てが今までにない展示だったので、私は正直に言って、それで圧倒されました。

ただ、1階が3歳、4歳、5歳で、2階のほうに0歳児から2歳児がいて、ちょうど時間的には0歳児の子たちはお昼寝の時間に当たっていたのですが、1階のほうは幼稚園としての機能、そういった教育活動が進められているという状況で、2階は従来の保育園が、ちょうどお昼寝の時間でしたので、静かに進んでいるという印象を受けました。

ですから、私としては、こういった形は今後において、大いに存在感を発揮するものだなと思ったのですが、一つはそういった良さをしっかりと維持していくとか、管理していくこと。やよいこども園の場合には園長先生が元公立小学校の校長先生で、かつ、併

設の幼稚園の園長先生を経験されていたという方でしたので、非常にそういったところで教育課程も自らお作りになって、そして進めていらっしゃるのですが、私はこの先、こういったものを、しっかりと質を保証していくこと。そういう部分がやはり大きなポイントかなと思うのですね。

これは確認なのですけれども、幼稚園の場合には教育課程の届出をして、それを教育委員会が受理しているという状況があると思うのですが、認定こども園の場合には、教育課程の届出とか、そういうものはないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

副参事（就学前教育連携担当）

認定こども園の場合、私立になりますれば、その教育課程は届出の必要はありません。ただ、学校教育法に基づいた幼児教育を展開するに当たりましては、教育課程や指導計画を作るといった位置付けになってございます。

田辺教育長

小林委員。

小林委員

法的にはしっかり教育課程を作って、質の保証を担保していくと、そういう部分があるわけですね。

その場合、幼稚園の場合は教育委員会が、所管としてやっているわけですが、これから認定こども園になった場合、特に区が、または教育委員会がどのようにそれにかかわっていいのか。今後の見通しはどうかかなと思ったのですが、その辺のお考えというか、今、プランがあるとかというものがあれば教えていただきたいと思います。

副参事（就学前教育連携担当）

認定こども園になった場合での教育委員会としてのかかわりというところでございますが、現在、区のほうで就学前教育連携といったところを進めているところでございまして、そういった中では、合同研究と申しまして、保育園、幼稚園、あと認証保育所も含めまして、教職員が合同で研究するような事業も進めているところでございます。

そういったところを活用しながら、全体の教職員の質の向上といったようなところをもちまして、認定こども園も含めてそういった教育内容の充実は図れるかと思っております。あとは、今もそうなのですが、区立幼稚園、それから私立幼稚園が合同で研究会を持ってございます。そういったところも少しですけれども補助をしております、今月その発表会もあったわけですが、それぞれの団体でも独自に研究をして、質を高めていると

いったようなことが中野区の風土でもあるといったところがございます。

小林委員

中野区の公立幼稚園は、これまでも着々と教育活動を進めて、しっかりとした成果を上げてきていますので、その部分をなくすことなく、認定こども園の中にしっかり継承していくというのは、私は個人的にもぜひそうしていかなければいけないというふうには思っています。ただ、今の社会全体のニーズを考えたときに、保育園としての機能を併せ持つということは非常に有益なことだろうとも思うのですね。

ただ、繰り返しになりますが、その質をどう保証していくかという部分をしっかりと、私たちがそこで手を放すのではなくて、積極的に関与していく。そういう形をやはり今後も何か考えていく必要があると思うのですが、今は例えば幼稚園も、私たちが実際に訪問するとか、それから、そういった際に幼稚園の園長先生との懇談の機会を持つとか、そういうこともしているわけですが、今後、私たちが、そういった形でかかわっていけるのかどうか、そういったことが可能かどうか、ちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

副参事（就学前教育連携担当）

現在、私立幼稚園連合会というのが中野区のほうではございまして、現在、区内に2園ある認定こども園には、私立幼稚園連合会のほうには参画していただいております。定期的に園長会を開かれているものでございまして、私は区からの相談や、報告のため、お邪魔させていただいているところがございますので、今後は、そういった機会に、教育委員の皆様との意見交換を行うなど、そういったところで関与は検討できる要素かなというふうには思っております。

田辺教育長

今、保育園・幼稚園担当ということで職名を呼ばせていただいたのですが、実は教育委員会での職務は就学前教育連携担当という職務で位置付けております。

その役割は、今、小林委員がおっしゃったように、区立幼稚園だけでなく、私立の保育園や幼稚園にも、連携という形ですけれども、目的は保育園も幼稚園も保育内容や教育内容の向上にお互いに努めていきましょうという位置付けで、職務を設けていますので、この機能を教育委員会としても更に拡充できるような、そういう具体的な検討もさせていただきながら、区立幼稚園がなくなった場合にも、区全体の幼児教育や保育の内容を高めていく努力を更に進めていくということで、発展ができるのではないかなというふうに考

えています。

ほかにございますか。

渡邊委員。

渡邊委員

今、田中委員、小林委員からの意見もあったのですけれども、心配していることを明確に表すと、幼稚園が認定こども園になることはいいのかということが、まず1点あります。

これについては、幼稚園プラス保育園、ハイブリットというのでしょうか、ハイブリットな新しい考え方というのは、これは何ら問題はないのではないかというふうには思っています。一般的に考えて、それぞれの欠点と利点があるとは思いますが、これからのあり方として、幼稚園でなければならない理由は必ずしもあるとは言えないというふうに感じております。

次に、民営なのか区営なのか。検討しなければいけない部分ではあると思っています。私もずっと考えてきたのですけれども、やはり区立であるメリットと民間であるメリットを考えたときに、認定こども園、幼稚園、保育園は誰のために運営されているのかというところ、やはり、子どもたちのためにということで、子どもの教育という観点で考えるべきだと思います。

それで、民営化といった場合に、まず経済的に負担が変わるのかどうか。この点については、問題はなく、区立である必要性はないというふうに確認をさせていただいているところです。

では、次に、援助を必要とする子どもたちについては、私立では受け入れられにくいのではないかという、そういった不安があるかと思えます。その点については、やはりここではこれは、今、私的な意見なのですけれども、ある一定のルールで、一緒に同時に教育を行うとすると、障害があつて、通常の幼稚園教育、保育園教育に適さない子どもがいる場合もあるので、そういった場合にはやはりちょっと慎重に考えなければいけないと思えますし、ある一定の援助を必要とする場合、援助の必要な量と、人数と、その辺をある程度ルールをもって規定をしていただければ、民営であっても同様に受け入れられるのではないかと考えております。

そして、今、小林先生がおっしゃったように、幼稚園教育において、区立幼稚園の場合、教育委員会がある程度かかわりを持っていたのですけれども、私立の認定こども園になったときに、教育委員会がどれだけ就学前の教育に対してかかわりを持つか。また、ある程

度、意見を述べる機会を持てるか。そういったところが保証されなければならないのではないかなというふうに思います。

今、そのお話を聞いていますと、大丈夫そうな感じですがけれども、そういったものをやはり正しく示して教育委員会の立つ位置を明確にさせていただかなければならないかなと。それ以外にというと、実際、小さなことはあるのですけれども、こういったものが保証されるのであれば、ある程度、子どもたちにとって本当にすばらしい教育を受けられる環境ということを考えますと、区の保育園、幼稚園で、園長がある一定の期間で変わるような形と、民間のように幼児教育に志高き人たちが運営して、ある一定の目標を持ってやっている、そういった園では、民間の力というのはそういう意味ではやはりかなり優れているなと思います。

ですから、やはりそういった意味で、もう少しいろいろと、現場を視察して、そういった民間の力というのも確認して判断したらいいかなというふうに私は感じました。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

ちょっと付け加えさせていただきますと、民間の活力を活用して、認定こども園に転換をしていくに当たって、今、小林委員からは、保育・教育の質をどのように高めていくのか、あるいは区としてかかわれるのか、教育委員会として役割をこれからも果たしていけるのかというようなお話がありましたけれども、それから援助を必要とする子どもへの対応というのもありましたが、前回の協議の中で、これは移行するプロセスの中でのお話ですが、学年ごとに毎年、園児募集を停止して行って、最終的に5歳児が1学年になって、1クラスになってしまうことで懸念をされる声もあったかと思えます。

それは、転換の中でのやむを得ない選択だというふうには思うのですけれども、その中でも子どもたちが最後まで豊かな園生活を送れる配慮も十分にしていかなければいけないというふうに思っているところで、それも課題として付け加えさせていただければと思います。

そのほか、何かございますか。よろしいですか。

認定こども園について以外に、基本構想及び10か年計画では、幾つか新しい提案もあるので、何かご発言ございましたらお願いいたします。

田中委員。

田中委員

前回の議論のときに、図書館の統合について、今ある各地区の図書館と同じ位置付けの中で専門性を高めていくというふうなことをお聞きしたのですが、専門性を高めることで、今まで持っていた地域の図書館としての機能が下がるということはないのでしょうか。ちゃんと今まで持っていた機能の上に更に専門性を持たせていくということなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ご指摘のとおり、地域の固有の文化等もございますので、そういったことを十分踏まえまして、専門性を高めていくような取り組みをしていきたいということでございます。

また、地域の交流の場としての機能も果たしてまいりました。これにつきましては、今後も充実させる方向で取り組んでいきたいと考えております。

田中委員

ということは、図書館の本の貸し出しだとか、そういったこと以外に、地域の方たちがそこで知的ないろいろなことを、要望を満たす、そういった場としての機能もしっかり確保されるということなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

専門的な蔵書の充実を図るとともに、レファレンス機能というのも大切なことだと思っております。併せて図っていききたいということです。また、ボランティアの方たちとのかわりということはこれまでもやってきてございますけれども、そういった方たちとの、より発展していただけるような、講座、講習会を開くなどいろいろ工夫していきたいということでございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員。

小林委員

開館時間とか、そういうものを充実させていこうといったことは今後の検討になるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在、中央図書館は午前9時から午後21時まで。また、ほかの館につきましては、午前9時から午後8時までというような運営でございます。今後、様々な人の動き、生活スタ

イルなどがあるかと思えます。その辺につきましては、今後、検討させていただきたいと考えてございます。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

渡邊委員。

渡邊委員

我々、図書館に行くときに、どういうふうな形で使うかという、何かいろいろと調べたくて、いろいろな資料がほしくて行く場合には大きな図書館、設備の整った図書館、蔵書の多い図書館に。そして、勉強したり、図書館にいる時間を楽しんだりするというと、環境も整って、また、本が読みやすい、図書館に。それと、ちょっと時間を潰したいときには、利便性あって、近くに行って本を借りるということがあるのではないかなど。

そういう意味では、小さなサテライトがいっぱいある場合には、気軽に行って、本を借りれるという点はやはり利便性はあると。ただ、ある程度、求めるものが集約された蔵書が多い図書館というのは、やはり充実してもらいたい。これはどっちをとるかということですが、今、都内においては、身近に、ある一定規模の図書館があるとすごくいいのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、確認ですけれども、集約するのですから、蔵書の量も増やして、なおかつ、それが使いやすい環境、また、開館時間を含めて図書館を利用しやすい環境、そういうものが充実するものと思ってよろしいのですよね。

副参事（子ども教育経営担当）

蔵書につきましては、現在、本町図書館が5万8,000冊余り。また、東中野図書館では8万1,000冊余りということでございます。これにつきましては、専門性を高めるとともに、充実をさせていきたいと考えてございます。

また、地域開放型学校図書館につきましても、順次、整備をしていきたいということもございます。そういった意味では、委員ご指摘の専門性を高める、専門性を求める需要にも十分応えていくような形で、また、アクセスしやすい内容ということも合わせて実現させていく考えでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかに。小林委員。

小林委員

これは要望になると思うのですけれども、先ほどちょっと開館時間のお話を伺ったのですが、私はただ単に開館時間の確保とかということよりも、今、社会全体がインターネットの環境が充実して、図書館の役割自体がかなり変わってきていると思うのですね。その中で、一つ専門性を持った、特色のある図書館をそれぞれの地域につくっていかうという、これは大変いいことだと思うのですね。

それとともに、やはり、今後、整備していく上で、図書館のスタイル自体をどういうふうにしていくのか。かつては書架があって、カウンターがあって、小さい閲覧スペースがあってとか、そういうような、スタイル自体がもう変容していいのかなというふうにするのですね。

ただ、そこで注意しなければいけないのは、学校と違いまして、図書館の場合には、幅広い年齢層の方々がお使いになるわけですので、いろいろと従来のものも生かしながらか、そこら辺のところの選択が難しいと思うのですね。そういう意味では、ある程度、専門性でそこをカバーしていくということもあるかもしれません。

要するに、あるところはインターネットを充実させた上で使いやすいような図書館であったりとか、いろいろなスタイルが考えられます。内容もそうなのですけれども、形式や、施設についても特色のうちに含めて、もちろん検討されているとは思いますが、そういう視点で考えて、新しい、本当に区民に役に立つ、新たな図書館を構築していくという、そういうスタイルが望ましいかなというふうに思っていますので、一応申し述べておきたいと思います。

田辺教育長

ありがとうございます。

そのほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、認定こども園の考え方については、先ほど整理させていただいたようなご意見が出たということ。それから、図書館について、利用時間も含めて使いやすい環境ですとか専門性の向上など、今日の課題を解決するような、そして幅広い年代層に配慮した新たな図書館像をこれからも追及していくということ、これは教育委員会の所管事項でもありますので、引き続き、折に触れて議論させていただきたいというふうに思っています。

そういうご意見をいただいたところで、中野区、基本構想検討案及び新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（改定素案）について、了承するというところでよろしいですか。

それでは、続いて事務局報告の2番目、「平成28年度の児童生徒健康診断の実施について」の報告をお願いします。

学校教育担当。

副参事（学校教育担当）

それでは、平成28年度の児童生徒健康診断の実施について、報告をいたします。

児童生徒の健康診断について定めております学校保健安全法の施行規則が改正されました。平成28年4月1日から施行することとなりました。

改正の趣旨を踏まえまして、中野区における児童生徒の健康診断については、平成28年度から次のとおり変更をいたしてまいります。

変更点は4点ございます。

初めに、寄生虫卵検査の廃止です。

今回の改正によりまして、健康診断の項目から外れたことを踏まえまして、小学校の児童1年生から3年生を対象として実施しております寄生虫卵の検査は廃止いたします。

規則改正の留意事項としまして、地域によっては引き続き、寄生虫卵への対応に取り組む必要があるというふうにされておりますが、中野区では過去2年間、1次検査における陽性率が0.1%、2次検査では陽性者なしとなっております。したがって、一定の陽性者の存在が認められないため、廃止することといたします。

次に、座高検査の廃止と、身長曲線・体重曲線の活用です。

今回の改正によりまして、健康診断必須項目から外れたことを踏まえまして、座高検査は廃止いたします。それに伴いまして、今後は児童生徒全員を対象に、身長曲線・体重曲線を活用しまして、児童生徒の発育を適正に評価してまいります。

来年度におきましては、養護教諭が成長曲線を作成し、今後どのように活用するかは状況を踏まえて検討してまいります。

裏面をごらんください。次に、四肢の状態の追加でございます。児童生徒全員を対象に、「四肢の状態」を項目として追加いたします。

保健調査票を活用しまして、家庭における観察を踏まえた上で、学校がその内容を学校医に伝えまして、学校医が診察することとなります。学業に差支えのあるような疾病、異常等があると判断した場合には、必要に応じて専門医の受診を指示してまいります。

次に、色覚検査の実施です。平成15年度から、色覚検査については実施しておりません。このことによりまして、自身の色覚の特性を知らずにいる子どもが増加しております。児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま、進学、就職等で不利益を受けることがないように、色覚検査を項目に加えまして、保護者の同意を得て個別に検査を行ってまいります。

対象学年としましては小学校4年生、中学校1年生を考えております。

対象者には、事前に希望調査票を配布し、保護者から同意があった児童生徒に対してのみ行うことといたします。具体的には、医師会、学校と調整しながら進めてまいります。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

この4項目なのですけれども、寄生虫卵の検査、座高の検査、四肢の検査については何ら問題のないところだと思います。色覚検査については、自身の色覚の特性を知らないで、最終的に不利益を得る人たちが数多く見られるようになってきたということがあって、色覚検査を入れましょうということです。

ただ、色覚は遺伝性疾患がありますので、これがあると、遺伝的に差別を受けるのではないかというような形で、こういったものに廃止論があったのも事実だと思います。そういう意味では保護者の同意ということはやはりとても重要な項目なので、さらっと流すのではなくて、保護者にもその点をちゃんと踏まえていただけるよう、同意の確認の周知徹底のほうをよろしくお願いします。これはお願いです。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにございますか。

田中委員。

田中委員

これは渡邊委員のご専門ですけれども、身長・体重曲線は、専門家が見ると非常にシンプルな値なのですが、子どもの成長について非常に多くのことがわかるそうです。ですから、たかが背の高さと重さだけというだけではない、子どもの成長を見る上で非常に大事な指標になるということを知ったことがあるので、今後どのように活用するかという部分

を、ぜひしっかり検討していただいていたほしいなと思います。

それと、あともう1点、私たちもそうなのですが、身長・体重曲線というのは生徒たちが自分で、プロットすることで生徒自身が自分の成長を目で見てわかるというか、自覚するいい機会でもあると思うので、今回は養護教諭が作成すると書いてありますけれども、そういった教育的な側面からも、この検査を活用してもらえるといいなというふうに思います。

田辺教育長

ご要望ということでよろしいですか。

ほかにございますか。

小林委員。

小林委員

重ねてになるのですが、先ほど、渡邊委員が指摘された色覚検査のことですけれども、かつては、人権上の配慮のもとで、一斉にこうしたことを行わなくなってきたということですが、やはり、検査をすること自体は非常に重要なことだと思いますので、この点についてはそういった経緯があるということも含めて、しっかりと各学校に指導を徹底して、適正に、かつしっかりとした形で進めていけるようお願いしたいなと思います。要望です。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

そのほかに事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続いて、事務局から次回開催について報告を願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会につきましては、3月4日金曜日、午前10時から区役所5階、教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第5回定例会を閉じます。

午前11時17分閉会